2023年9月 VOL.36

# 小林勝哉
## 社会保険労務士事務所
事務所通信と最新情報

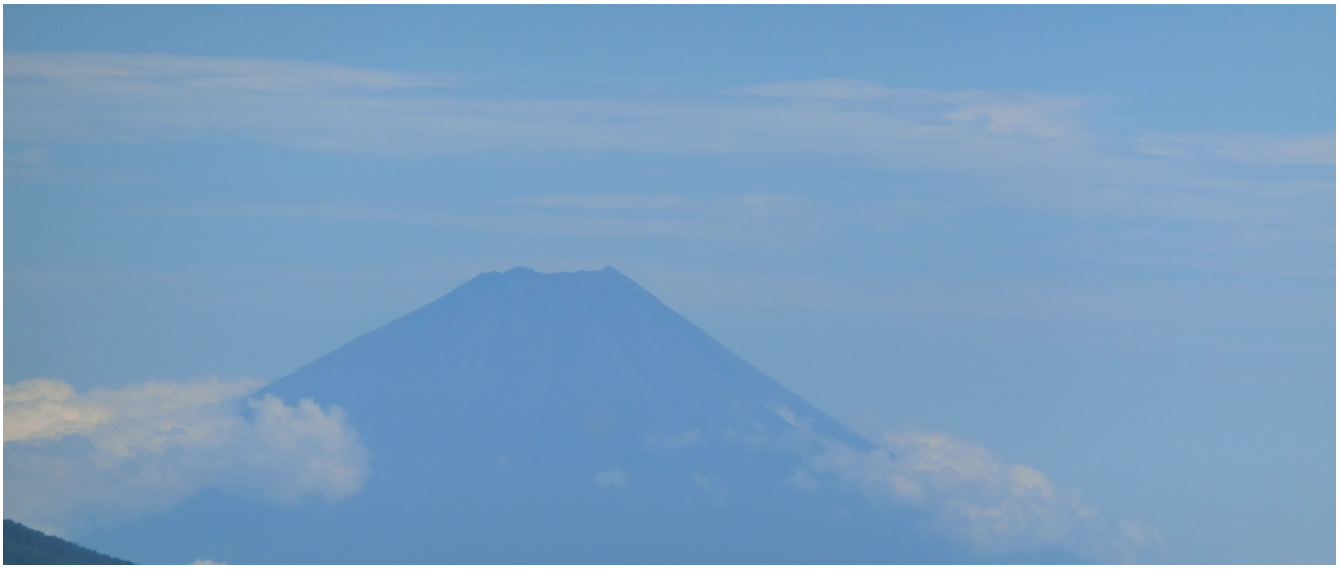

本号の内容

2024年度からの
時間外労働の上限規制の
適用に向けて

魚辰四代目と新宿区

事業者による障害のある人への
合理的配慮の提供を

## 2024年度からの時間外労働の上限規制の適用に向けて

2024年問題として知られる2024年度からの時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務への適用開始まで、まもなくと迫ってきました。
建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の働き方改革は、みなさまの事業においてもサプライチェーンや安心安全に直結する改革であり、関心を持って対応準備を進めておられることと思います。
中小建設業や各業界に特有の課題についても、ICTによるDX推進を含めて業務改善に取り組むチャンスです。
まずは、これからの半年で改善をはかる事項をチェックし、実行計画を策定することが大切です。
健全な産業の成長と社員の笑顔のために、ご一緒に改善を進めてまいりましょう。

# 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を

**2024年4月1日施行**

2024年4月1日に施行される改正障害者差別解消法により、事業者[*1]による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。
[*1]事業者とは、個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。
御社における合理的配慮の具体例としては、どのようなものが挙げられるでしょうか。
当事務所は一般社団法人年金トータルサポート・コスモ　正会員として、障害をお持ちの従業員を雇用されておられる事業主のみなさまとともに、そして障害をお持ちのみなさまお一人お一人に寄り添い、働くことの喜びを共に拓いてまいりたいと願っております。
障害者雇用制度から障害年金のことまで一貫してサポートいたします。お気軽にご相談ください。

## 魚辰四代目と新宿区

神楽坂の外れ牛込・納戸町でさかな屋を営まれた魚辰四代目　小鮒光三さんは、創業約150年の歴史と共に、戦前から現在まで、戦災を乗り越えた牛込中央通りの変遷を見てこられました。
当事務所では、魚辰さんでの美味しい会食会で、魚の目利きや、御用聞きで伺ったお屋敷での裏話等々を伺うことも楽しみの一つです。
皆様のお越しをお待ちしております。
どうぞお気軽にお立ち寄りください。

小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837
東京都新宿区納戸町 33　東京左官会館３階
TEL ： 03-6228-1336
FAX ： 03-3269-2737